

## 柏原市ふるさと納税返礼品等募集要項

### 1 目的

柏原市では、ふるさと納税制度の活用により、市内の魅力ある資源を発掘・再確認し、地域経済の活性化、市内外への魅力のPR、イメージの向上、観光誘客等を図るとともに、一層の寄附金確保を目指すため、寄附者への返礼品を提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「返礼品事業者」という。）を募集する。

### 2 募集の要件

#### （１）返礼品について

次の要件を全て満たしている商品やサービスであること。

ア 平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 6 条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）及びこの告示に関する総務省通知に適合するものであること。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）

エ 提供する品物に関する関連法規（食品衛生法、食品表示法、商標法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法等）を遵守していること。

オ 食品の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費または賞味期限が保証されていること。ただし、鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではない。また、当該食品の産地名を適正に表示していること。

カ 地場産品基準 3 号（イ・ロを含む）に該当する返礼品（柏原市内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの）については、以下（ア）（イ）の要件をいずれも満たしていること。

（ア） 以下の算式による柏原市内において生じた価値の割合が 50%を超えること。

算式  $(A - B) / A$

A：柏原市が返礼品事業者に支払う返礼品の調達費用

B：当該返礼品の製造・販売等のために柏原市外で生じた費用

※（ア）の要件を満たしている旨が記載された証明書の提出が必要となります。

（イ） 令和 8 年度以降、国の定める様式により、柏原市公式ウェブサイトにて以下の情報を公表することに同意すること。

- ① 柏原市が返礼品事業者に支払う返礼品の調達費用
- ② 返礼品の一般販売価格
- ③ 返礼品の製造・加工地（〇〇国、〇〇市、等）
- ④ （ア）の算式による柏原市内において生じた価値の割合

## （２）返礼品事業者について

返礼品事業者は、次の要件に全て適合すること。また、返礼品事業者は、提出書類である誓約書（様式第１号）の提出をもって、ふるさと納税事業へ参画するとともに、虚偽や事実と異なることが判明した場合及び要件を欠くこととなった場合は、返礼品の掲載を取下げることとする。

ア 各種法令規則等に沿った営業活動等を行っていること。

イ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

エ 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）第 2 条第 6 号、第 7 号若しくは第 8 号に規定する者又は同条第 7 号に規定する暴力団の利益になるおそれがない者であること。

オ 返礼品の価格や、地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提供することに同意していること。

## （３）寄附金額の設定

寄附金額は、返礼品の価格及び返礼品提供に係る費用（民間ポータルサイト手数料、クレジットカード等決済手数料、委託事業者への事務委託料、送料等）を考慮して、柏原市が決定する。

## （４）費用負担

ア 返礼品の送付に係る費用は、全て柏原市が負担する。ただし、寄附者からの返礼品の品質等の苦情により返礼品の回収及び再配送を行った場合は返礼品事業者の負担とする。

イ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に係る費用は、柏原市は一切負担しない。

## 3 申込方法

（１）募集期間 随時受付

（２）提出書類 誓約書（様式第 1 号）

（３）提出先 柏原市政策推進部企画調整課

〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号

TEL：072-971-1000

E-mail：furusatouzei@city.kashiwara.lg.jp

※提出書類の確認後、柏原市が指定する事業者（以下、「中間事業者」という。）から返礼品の掲載に関する書類を送付する。

## 4 個人情報の取扱いに関する特記事項

（１）返礼品事業者は、返礼品の送付にあたり得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守すること。

（２）寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できない。ただし、返礼品の送付時に同封した商品カタログ、チラシ等により改めて寄附者から返礼品事業者への商品申込がなされたこと等により入手した個人情報は対象外とする。

## 5 その他留意事項

- (1) 掲載された返礼品を変更・取下げする場合は、速やかに中間事業者へ報告すること。
- (2) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について中間事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応について、柏原市は一切の責任を負わない。
- (3) 本要項「2 募集の要件(1) 返礼品について及び(2) 返礼品事業者について」に定める要件を欠くこととなった場合の他、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱い等の変更があった場合及び柏原市が返礼品、返礼品事業者となっていることに疑義を呈するような状態と判断した場合は、協議等を行うことなく返礼品の掲載を一時停止又は取り下げることがある。また、このことにより返礼品事業者に損害等が発生した場合においても、柏原市は一切の責任を負わない。
- (4) 柏原市は本要項で定める内容の確認及びふるさと納税事業の遂行のため、返礼品事業者に対し調査(実地調査を含む。)を行うことができるものとする。また、返礼品事業者は柏原市の求めに対し協力するものとする。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、柏原市との協議により決定するものとする。

## 6 問合せ先

柏原市 政策推進部企画調整課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

TEL : 072-971-1000

FAX : 072-971-5089

Email : [furusatonouzei@city.kashiwara.lg.jp](mailto:furusatonouzei@city.kashiwara.lg.jp)

## 「地場産品基準」(参 考)

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているもの。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

### 附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和8年9月1日から施行する。

この要項は、令和8年9月30日から施行する。